



# 所得金額が7.4%増、申告納税額が6.6%増

## 7年分所得税等の確定申告状況

### 定額減税の影響がはく落

#### 納税人員は21%増の627万人

国税庁は5月29日、令和7年分所得税等および個人事業者の消費税の確定申告状況を公表した。7年分の申告所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、前年比0.6%増の2353万5000人と増加した。そのうち申告納税額のある人(納税人員)は、同21.3%増の627万27000人、その所得金額は、同7.4%増の5兆9617億円、申告納税額は、同6.6%増の4兆6897億円だった。これは、前年分の定額減税により納税額が生じない人が一定数いたことによる影響がはく落したことと、地価や金地金の上昇で譲渡所得が増加したことなどによって所得金額と申告納税額が増加したとみられる。

土地等の譲渡所得で増加し、15年以降で(総合譲渡を含む)を最高額だった。申告した人は、同4.1%増の60万2000人で、そのうち、所得金額がある人(有得人)は、土地や金地金の取引価格が上昇したことと同4.7%増の40万6000人、現在の集計方法になった平成15年以降で最も多く、所得金額も同6.8%増の6兆9394億円と5年連続

### 4割が自宅でe-Tax

#### マイナポータル利用は31%増の408万人

国税庁は、令和7年分の所得税等確定申告のe-Taxの利用状況等をまとめた。e-Taxにより所得税等の確定申告書を出した人は、前年分より83万人多い1814万人(前年比4.8%増)で、全体の77.1%がe-Taxで申告をした。申告人員の約4人に3人がe-Taxで申告をしたことになる。納税者のうち、自宅

から同庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や各種会計ソフトを利用して自宅からe-Taxで申告をした人は、同15.1%増の949万人に上り、前年分から125万人増加。所得税等の確定申告書の申告人員全体の40.3%が、自宅からe-Taxで申

金額が27.4%減と大きく減少したことが影響しているようだ。なお、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した人は、同11.6%減の36万7000人だった。7年分の個人事業者の消費税の確定申告は、申告件数が前年分より4万8000件増加し、同2.2%増の216万8000件で、このうち納税申告件数は、同2.4%増の207万7000件と、インボイス制度導入以来、年々増加傾向にある。還付申告件数は、同0.7%減の9万件だった。申告納税額は同5.1%増の8416億円と前年分より412億円増加した。なお、7年にインボイス発行事業者となった個人事業者は、同40.8%減の約16万人だった。このほか、暗号資産の取引収入がある「その他の雑所得」の申告人員は、同19.8%減の6万1000人、「その他の雑所得」の金額は、同21.1%減の1241億円といずれも減少した。

### 八面鏡

税関が金密輸対策の周知のため、6月に公開される映画「マジカル・シークレット・ツアー」とタイアップするとして、この映画は平凡な日常を送る主婦ら3人が、思いがけず金の密輸に手を染めていく様子を描いたオリジナルストーリーという。女優さんが金塊をかじる姿を使ったPRポスターは、かなり目を引く★国税でいえば、東京国税局の女性調査官が「脱税の上になり立つ幸せは認めない」と、飛び抜けた能力を武器に、悪徳脱税者を一刀両断するというテレビドラマが、つい最近話題となった★各地では「トクリュー」なるものが蔓延し、警察組織も対応しているが被害は後を絶たない。金密輸、脱税、その他の犯罪、いずれも世の中の複雑化に伴い巧妙化も進む。その抑止には効果的なPRも必要だろう。(Y)

## 相続時精算課税の適用は微減

### 7年分贈与税申告状況 0.8%減の7万7000人

国税庁は、令和7年分の贈与税の確定申告状況を公表した。その申告納税額は、同28.0%増の5038億円と大幅に増加した。申告人員及び納税人員は減少したが、申告納税額は、暦年課税

により、6年1月1日以後、相続時精算課税制度と暦年課税の見直し適用され、相続時精算課税は、新たに110万円基礎控除が創設されるなど使い勝手の向上が図られた。これにより、相続時精算課税を適用した申告人員は、前年比0.8%減の7万7000人、減の7万7000人で、大幅に増加した前年より1000人少ない

3.3%減の39万1000人で、そのうち、申告納税額がある人は、同3.1%減の31万7000人と減少したが、その申告納税額は、同28.7%増の4215億円、暦年課税も過去最高だった。1人当たりの納税額は、同32.8%増の133万円となっている。また、住宅取得等資金の非課税の申告状況

をみると、申告人員は同16.8%増の5万3000人、住宅取得等資金の金額は、同17.1%増の4024億円、非課税の適用を受けた金額は、同19.1%増の3779億円といずれも増加した。5年末で終了予定だった住宅取得等資金の非課税措置は、6年度改正により8年末まで延長された。

納税額がある人(納税人員)は、同2.8%減の32万4000人、その申告納税額は、同28.0%増の5038億円と大幅に増加した。申告人員及び納税人員は減少したが、申告納税額は、暦年課税

により、6年1月1日以後、相続時精算課税制度と暦年課税の見直し適用され、相続時精算課税は、新たに110万円基礎控除が創設されるなど使い勝手の向上が図られた。これにより、相続時精算課税を適用した申告人員は、前年比0.8%減の7万7000人、減の7万7000人で、大幅に増加した前年より1000人少ない

3.3%減の39万1000人で、そのうち、申告納税額がある人は、同3.1%減の31万7000人と減少したが、その申告納税額は、同28.7%増の4215億円、暦年課税も過去最高だった。1人当たりの納税額は、同32.8%増の133万円となっている。また、住宅取得等資金の非課税の申告状況

をみると、申告人員は同16.8%増の5万3000人、住宅取得等資金の金額は、同17.1%増の4024億円、非課税の適用を受けた金額は、同19.1%増の3779億円といずれも増加した。5年末で終了予定だった住宅取得等資金の非課税措置は、6年度改正により8年末まで延長された。



## 最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。



本社：名古屋市千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401



### 急ぎで資金を調達したい...

## かるガルファクタリング

セイノーグループだからできる  
輸送コースもご用意!

### カンガルー便

で運んだ商品の売掛金なら手数料が

## 2%~9%

## 西濃運輸



もっと自由に もっと楽しく  
日々を彩り 暮らしをデザインする

## 豊島

▲ TOYOSHIMA  
ライフスタイル提案商社  
www.toyoshima.co.jp

# 初年の適用者は744人

## 株価等の上昇で見積もり上回る 適用額は100億円規模か

国税庁は5月29日、令和7年分の所得税等の確定申告状況等を公表した。この中で、5年度税制改正で導入が決まり、7年分から適用されている特定の基準所得金額の課税の特例(極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)の適用状況が明らかにされた。7年分の特例の適用があったのは744人、特例により加算された額を含む適用者の申告納税額の合計額は4077億円だった。特例によって加算された額のみは合計額は公表されていないが、昨年12月26日に閣議決定された8年度税制改正大綱で、特例の現行制度部分の増収見込額が1130億円とされていたため、特例により加算された額の合計額は1000億円規模と推測される。

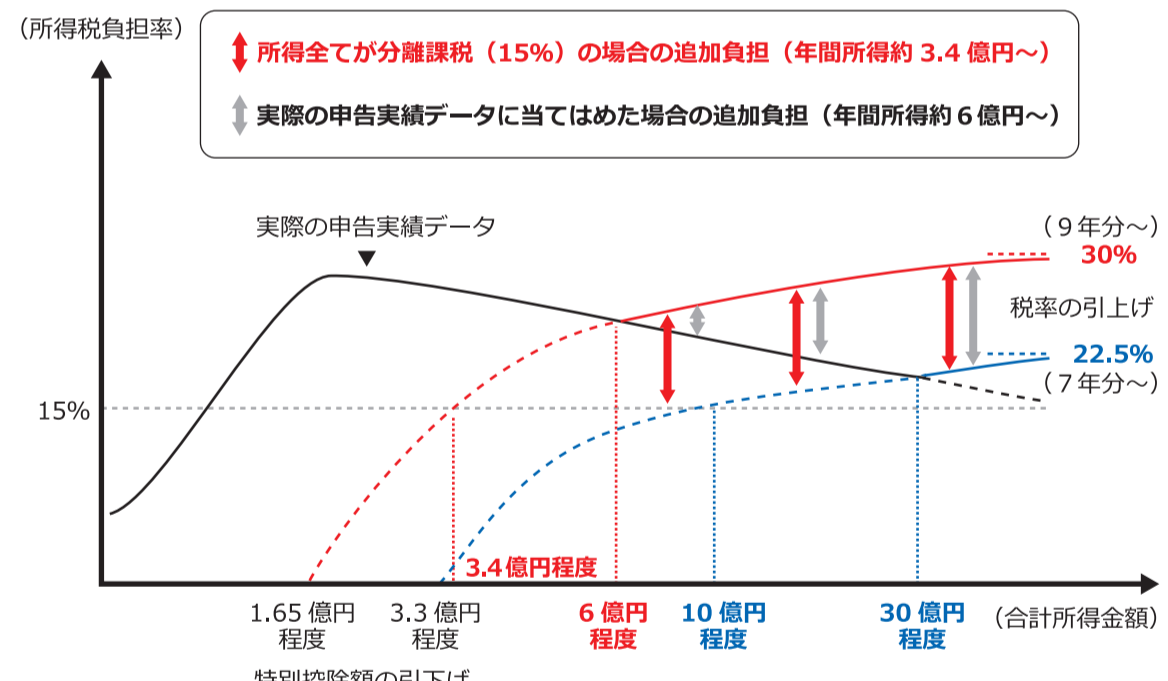
同特例は、一般に高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや金融所得が多くが分離課税の対象となっていること等により、高所得者層で所得税の負担率が低下する「一億円の壁」問題に対応するた

6年分と同様の人は650人となっており、20億円超の高額所得者は4年で2.5倍以上に増えた。

特例導入が決まった当時、政府は対象者数を200人から300人程度と見積もっていた。実際の対象者が増えたのは、その後、株価や地価の上昇を受けて高額所得者が大幅に増加したためだろう。国税庁が公表している統計年報によると、5年度税制改正大綱がまとまった4年12月当時に最新だった2年分の申告データで20億円超の総所得金額等(30億円を基準とする区分がないため20億円超を用いた)があった人は256人。これに対し、現在の申告されている最新の申告データである

実際の申告実績データに当てはめた場合に年間の合計所得金額が30億円程度の人から追加で負担が生じるとされている。所得すべてが分離課税(15%)の場合には10億円程度からなる。

### 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置



## 徴収システムにマネジメントアプリ

### KSK2 事業の進行管理し滞納整理を効率化

国税庁は5月18、19日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局徴収部長(次長)会議を開催した。管理運営部門関係者は、「キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組み」について議論。また、徴収部門関

係では、「滞納の未然防止及び整理促進」について議論した。管理運営部門関係の議題の「キャッシュレス納付の利用拡大」については、同庁が、各年度にキャッシュレス納付割合の目標値を設定し、さまざまな取組みを行っている。

また、GSSパソコ納付期限後の納税者に対する滞納の整理に困った時などに滞納現場から局や署に連絡を取れるようになるほか、KSK2の徴収システムに、事業の進行管理ができるマネジメントアプリが入ることから、滞納整理の効率化が期待されている。このマネジメントアプリにより、職員1人が担当している多数の滞納事案について、放置

特に入力している源泉所得税は、オンラインでのキャッシュレス利用について、新年度に「8年度までに目標値を「8年度までに36.0%」と設定・公表し、税理士や金融機関などの関係者の協力も得ながら、関係各部署と連携して取り組んできた。

また、滞納センターで、まだ滞納までに至っていない納付期限後の納税者を対象に、滞納者の過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間ごとに応答予測をするAIコールリストを活用した電話催告を実施している。このほか、数年前に導入したPD発信(あらかじめリスト化した複数の顧客へ発信を行う架電システム)も使い、未然防止に努

**プロ・コール PRO smart**

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

プロ スマート

プロコール PRO15 電子申告済 '32.12.28 山本

プロコール smart24 電子申告済 '32.12.28 東京税理士事務所

ここをひと押し SANBY 株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻13番10号 ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/

**お風呂の芯体験**

ふんだんに使った生薬が 身体の芯まで温める。

**生薬の巡り湯**

生薬はじめ有効成分が 溶け出し湯へ広がる。 温浴効果とともに、 巡れ、全身へ。

気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。

**松田医薬品株式会社**

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1 TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

支店 大阪市・今治市

**Kihara**  
Electric Appliance & Systems

**木原興業株式会社**

本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701 TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店 大阪市・今治市

### 早期事業再生法Q&A案を公表

## 倒産前に裁判所認可のもと債務整理が可能に

### 金融債務限定で権利関係調整の手続を整備

経済産業省は5月20日、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に関するQ&A案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を開始した。パブコメは6月18日まで。昨年6月6日に成立し、同年6月13日に公布された同法(通称「早期事業再生法」)の施行(公布日から1年6カ月以内に施行)を前に、制度のQ&Aを策定する。

## パブコメを開始、締切りは6月18日

国内の企業の債務残高はコロナ禍前に比べて大幅に増加し、足下では原材料高・人手不足等を受けて倒産件数が増加傾向にある。こうした情勢を踏まえ、経済の新陳代謝機能を強化するために、経済的窮境に陥るおそれのある事業者が早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避できる制度基盤の整備を目的に同法が制定された。具体的には、欧州各国では、倒産手続とは別に、倒産状態前に裁判所の認可の下で債権者の多数決により債務整理を行う制度が存在しているが、日本には存在していなかった。このため、経済産業相の指定を受けた公正な第三者の関与のもと、金融機関等である債権者の多数決(議決権)の行使から早期事業再生手

続へ移行する場合、⑤経営者保証ガイドラインの利用の五つに分けて全178の問いと答えて構成されている。このうち、Q1では、早期事業再生法の利用が想定される事業者の窮境に陥るおそれ(法1条および3条1項)とは、どのような状態かと質問。その回答では、例えば、事業者の管理や金融機関のリスク管理等において事業・財務の状況が、2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合や低収益または赤字の状態が継続しており、将来的に元本償還が難しくなるリスクがある場合(例えば、収益から金利を支払うこと

が難しいまたは収益からかろうじて金利を支払える状況が継続している場合や収益のほか資産を切り崩して金利支払いや元本償還を実施している場合等)のいずれかに該当すると判断される場合が挙げられるなどとしている。

経済産業省は5月22日、「スピノフ活用」の活用に関する手引き(制度編)を改訂した。これは、令和8年度法制改正において、パーソナルスピノフ税制

の要件が見直されたことに伴うもの。8年度法制改正では、自らが経営資源を集中させるべき事業に専念し、成長発展を図るため、要件を見直すとともに、企業による事業ポートフォリオ組替えの不断の検討のための環境整備として、

期限の定めのない措置となった。手引きの改訂では、パーソナルスピノフ税制の概要や根拠条文の更新、要件の見直しに伴う申請書類や添付書類に関するQ&Aの更新、その他、条スレなどの修正が行われている。

### 個人の土地・株式等譲渡所得の改正あらまし

国税庁は5月22日、「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和8年度税制改正のあらまし」を公表した。

株式等に関連してNISAに関する改正、土地・建物等に関する改正、特定事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する改正、土地・建物等の譲渡に関するその他の改正、暗号資産に関連して譲渡所得に関する改正、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設について、それぞれあらましが記載されている。

### 特定暗号資産の課税特例の創設など解説 課税方式の概要図も記載

このうち、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等の創設では、暗号資産の譲渡による所得の課税方式の概要図が示されている。概要図では、8年度改正前は暗号資産の譲渡はすべて総合課税の対象となっていたが、改正後は特定暗号資産のうち①暗号資産取引業者への委託による譲渡または②暗号資産取引業者に対する譲渡は申告分離課税に、①、②以外の譲渡は引き続き総合課税となる。また、特定暗号資産以外の暗号資産の譲渡も総合課税となるとしている。

なお、特定暗号資産への分離課税は国会に提出されている金融商品取引法等の改正案の施行日の属する年の翌年1月から適用が始まることになっている。

## 中企庁 中間とりまとめを公表

### 小規模事業者「稼ぐ力」強化の検討会

中小企業庁はこのほど、「小規模事業者の『稼ぐ力』の強化に向けた諸課題に関する検討会」の中間とりまとめを公表した。

小規模企業振興基本計画(令和7年3月閣議決定)では、小規模事業者においても賃上げの好循環を実現するために、経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めること、その小規模事業者を支える支援体制を強化することなど、支援の充実を図ることとされている。

これまでも、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援事業として、小規模事業者への伴走支援等に取り組んできたところだが、今後、より一層きめ細やかに対応するため、地域を支え持続的発展及び賃上げを目指す事業者への支援に加えて、「成長志向の事業者の創出メカニズム」や、「エッセンシャル・サ

力の高度化に向けた支援強化などの方向性を示している。

例えば①では、経営管理能力の高度化と経営改革を図るために、商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援を必須とし、「成長志向の経営計画(仮称)」を「宣言」する

先措置や、将来的なローパー融資の増加を見据えた地域金融機関との連携促進を検討する。

②では、小売業等の発達支援事業において認定ES支援機関としてES提供事業者への重点的な支援を位置づけ、常駐型の専門家派遣を可能とする措置、認定された事業者への補助金の優先措置などを検討する。

同庁では検討会の中間とりまとめを受け、今後、必要な措置や施策の具体化を進めていくとしている。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

# HSK

## ホクト商事株式会社

- 本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号 TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
- 中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号 TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
- 関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号 TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
- 関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号 TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
- 北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地 TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
- 九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号 TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

### 北国津軽が育んだ、手造りのお酒



### 豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1  
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

92

所得税法上の各種所得の所得金額は、包括的所得概念の下、純資産の増加額等であり、具体的には、事業所得のような事業性の所得金額については、その年中の純収入金額から必要経費を控除して算定される。ところが、給与所得については、その年中の収入金額から法定の給与所得控除額を控除して算定される。

このように定額控除制度は、給与所得者数が膨大で、その必要経費が正確に算定し難いこともあって、一面では給与所得者の便宜を図る制度とも言えるが、源泉徴収制度と相まって税収を早期かつ確実に徴収するための国庫の要請するところが大きい。

しかし、前述の必要経費と給与所得控除額との間に相応にバランスしていれば良いのであるが、そのバランスが崩れると、平等原則(憲法14条)に反する(という)ことで、違憲訴訟が惹起される。この訴訟に関して最も注目されてきたのが、同志社大学の大島教授が提起した大島訴訟である。この事件では、同教授は、昭和39年の給与収入が約170万円で給与所得控除額が13万5000円であったが、これでは十分な研究費も賄えないということで、当該制度が憲法14条に違反する等を主張した。この訴訟に関しては、他の給与所得者(勤労者)の共感を呼び、労働問題にも発展し、社会的にも非常に注目されることになった。そして、最終的には、最高裁昭和60年3月27日大法廷判決が、次のように判示したことにより、決着を見ることになった。

「思うに、租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるに於いて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるに於いて、極めて専門技術的な判断を必要とする」とも明らかである。

## 最判にも疑義⑨ 違憲審査Ⅱ

。したがって、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうであるとするれば、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法14条1項の規定に違反するものということはできないものと解するのが相当である。(中略) 以上のとおりであるから、旧所得税法が必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者との間に設けた前記の区別は、合理的なものであり、憲法14条1項の規定に違反するものではないというべきである。」

かくして、この判決は、大法廷で下されたこともあって、租税法の違憲審査の範囲を決定する基準となり、重要な判例法として機能することになった。そして、裁判所が、租税法の違憲判断について、極めて慎重(消極的)になった。

しかしながら、前回紹介した各判決の対象になった法律のように、「立法府の政策的、技術的な判断」が常に合理性があるとは限らないわけである。また、「税制は政治なり」と言われるところ、近時のように政治が不安定になっている時には、租税法の立法に当たって、「合理性よりも政治的圧力」が優先される場合が多くなっているところでもある。

さすれば、前述の大島判決についても、その後の事件に関する各裁判官は、大法廷判決であるからといって金科玉条的に盲従するのではなく、個々の立法内容について冷静に判断すべきであろう。現に、前回紹介した租税特別措置法69条の4については、その時の最高裁判所も合理性を認められたものの、立法当局は、合理的ではないから廃止したところもある。いずれにしても、判例(法)は、絶対的なものではなく、その内容に心じていずれば変更されることも銘記されるべきである。

等)について仕入税額控除の適用を受けるためには、売手である国外事業者から交付を受けたインボイス(そのインボイスの記載事項に係る電子データを含みます。)の保存が必要です(消法30⑦)。

また、国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供について、インボイスの保存がない場合に、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて一定割合(80%・70%・50%・30%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることはできませんが(改正令附則24)、少額特例(一定規模以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う税込み1万円未満である課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置)の適用を受けることはできます(28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①)。

なお、消費者向け電気通信利用役務の提供がプラットフォーム課税の対象となる場合には、第一種プラットフォーム事業者が自身の登録番号を記載したインボイスを交付しなければならないこととされていますから(消法57の4①)、第一種プラットフォーム事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要があります(消法30⑦)。

また、消費者向け電気通信利用役務の提供については、通常、不特定かつ多数の者に対して提供することが予定されているものであるため、簡易インボイスが交付できる事業に該当します(消法57の4②)。

## インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 8

### 電気通信利用役務の提供に係るインボイスの保存

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」(例:「インターネット広告の配信」等)については仕入税額控除の対象になりますが、同時に特定課税仕入れとして「リバースチャージ方式」の対象とされ、国外事業者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に係る支払対価の額を課税標準として、役務の提供を受けた事業者が消費税の申告・納税を行います(消法5①、28②、45①)。すなわち、リバースチャージ方式とは、役務の提供を行った国外事業者を一切関与させずに、役務の提供を受けた国内事業者において支払対価の額と同額の課税売上げを計上することにより、仕入控除税額を相殺するという仕組みであることから、国外事業者からインボイスが交付されることはありません。このため、役務の提供を受けた国内事業者においては、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます(消法30⑦)。

これに対し、国外事業者が行う事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供(いわゆる「消費者向け電気通信利用役務の提供」)(例:「電子書籍・音楽の配信」

### 事業者向けは帳簿のみの保存で控除できる 消費者向けは交付を受けたインボイスの保存が必要

いつの時代にも  
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業  
**吉村建設工業株式会社**  
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135  
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359  
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



**土井忠ば漬本舗**

【本社】  
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41  
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317  
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》  
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



窯焼き立てごはん **土井**  
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい DO PLUS ONE SUINA室町店

**NIPPLA**  
各種切断砥石

N.P.S.

**日本プラスチック製砥**株式会社

代表取締役社長 **福田 祥司**

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1  
☎(075)956-1111(代)

# 裁決事例集

288

## 裁決のポイント

個人である請求人が所有する土地の賃料を賃借人が法人口座に振り込み、法人が賃料を申告も、賃料は請求人に帰属するとした事例。

審査請求人が自身の所有する土地の賃料から生ずる賃料収入を不動産所得に含めず、所得税等の確定申告をしていたところ、原処分庁が同賃料は請求人に帰属する収益であるなどとして更正処分等を行った。これに対し、請求人が同賃料は請求人が代表取締役を務めていた法人に帰属する収益であり、自身に帰属する収益ではないなどとして処分の取消しを求めた。また、国税不服審判所は同賃料が法人の預金口座に振り込まれているとしても、一次的には真実の賃借人である請求人が収益を享受しているとして、当該収益は請求人に帰属するとして処分は適法だったと判断した(令和7年4月18日付、非公開裁決)。

## 事案の概要

請求人は、本件土地を平成4年5月までに売買や相続により取得し、令和6年2月19日に自身の子に贈与した。

本件法人は、土木建築工事の設計、施工および請負などを目的として設立された法人で、設立以降、請求人が代表取締役役に就任していたが、平成31年4月23日以降、請求人の妻が代表取締役に就任している。

請求人は23年8月17日付でA社との間で、請求人を賃借人、A社を賃借人とする土地賃貸借契約書を取り交わし、本件土地に係る賃貸借契約を締結した。同契約書では、請求人がA社に本件土地を賃借すること、A社はコンビニエンスストア

編集部編

# 賃料が法人に振り込まれ、確定申告もその収益は個人である請求人に帰属

ア事業の用に供する建物を所有するため本件土地を使用すること、賃貸借期間は土地の引渡しが行われた日から30年とする。賃料はその増減について賃貸借期間が満3年を経過することに、請求人とA社が協議を行い、これを改定することなどが記載されていた。

請求人は、本件土地の賃借に係る賃料の振込先を請求人名義の預金口座(本件個人口座)とする旨を記載した平成24年6月22日付の振込依頼書をA社に提出した。A社は24年7月以降、本件賃料などを本件個人口座に振り込んでいた。

請求人は、本件賃料の振込先を本件法人名義の預金口座(本件法人口座)とする旨を記載した27年6月19日付の振込依頼書をA社に提出した。これを受けて、A社は27年7月以降、本件賃料などを本件法人口座に振り込むこととした。

本件法人は令和2年7月期、3年7月期、4年7月期、5年7月期の本件各事業年度の法人税について、いずれも本件賃料などを地代収入として売上高に計上し、確定申告した。

原処分庁所属の調査担当職員は5年9月20日、請求人の2年分、3年分、4年分(本件各年分)の所得税等に係る調査を開始。原処分庁は本件調査に基づき、6年5月22日付で、本件賃料が請求人に帰属する収益であるとして、本件各年分の所得税等の各更正処分および過少申告加算税の各賦課決定処分(あわせて更正処分等)をした。

争点は本件賃料が請求人に帰属する収益か否かなど。

## 請求人の主張

請求人は、本件土地の所有者であり、A社との間で本件賃貸借契約を締結していたが、①27年7月以降、本件賃料は本件法人口座に振り込まれていること、②本件法人は本件賃料を原資として事業を営んでおり、28年7月以降の法人税収益として本件賃料を本件法人に帰属する収益として申告および納税し、本件各事業年度においても同様であること、③本

件賃料は本件法人から請求人に流用等していないこと、④請求人は本件賃料の振込先を本件法人口座に変更する前の期間について、本件賃料を請求人に帰属する収益として申告しており、本件賃料の帰属を明確にしていることからすれば、本件賃料は本件法人に帰属する収益であり、請求人には帰属しない。

## 審判所の判断

本件各年分においても、請求人は本件賃貸借契約に基づき本件土地をA社に賃貸し、A社はその対価として本件賃料を支払っており、本件賃料の振込先を本件法人口座に変更した後も、請求人がA社との間で本件賃料の改定について合意をしていたと認められる。

本件各年分における本件土地の所有者はいずれも請求人であり、請求人は自身が契約主体となっており、請求人は自身賃借契約を締結した上で、24年7月25日から本件土地の賃貸を開始しており、本件各年分においてもA社は本件賃貸借契約に基づいて本件土地を使用し、その対価として本件賃料を支払っていたものと認められる。そして、当審判所の調査および審理の結果によっても、本件土地の所有や本件賃貸借契約の契約主体によって、請求人が単なる名義人であることをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、請求人は本件各年分において、本件土地の所有者であり、かつ、賃借人であることが明らかであるから、本件賃料は請求人に帰属する収益であると認められる。

請求人は①④のとおり主張する。この点、賃借収入の帰属は賃貸借契約の真実の賃借人が誰であるかによって判断すべきものと解されるから、真実の賃借人が当該収入に係る収益を自己以外のものために使用したとしても、一次的には真実の賃借人が収益を享受しているものとして、当該収益は本人に帰属するとみるべきで、本件法人は二次的に当該収益の分配にあずかっているにすぎないと認めるのが相当である。

# 注目の二冊

## 税務必携 タックスファイル

(令和8年版)

鳴島安雄/富川泰敬 編著

事業経営者や経理担当者にとって不可欠な税と社会保険の知識を、体系的かつ簡潔に整理した一冊。税務大学校研究部出身の税理士が中心となり「知りたいことがすぐ分かる」ことを重視して編纂。所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税及び地方税など主要税目について、「納税義務者」「課税物件」「課税標準」「税額計算・税率」「申告・納付」の共通項目で整理し、横断的かつ実務に役立つ理解を促すとともに、経理担当者・事業経営者・士業の方にとって、机上・携帯の双方で活用できる「外部記憶装置」として、携行しやすいコンパクトな構成を採用。

図表やフローチャートを多数活用し、重要ポイントポイントを絞って網羅的に解説、実務に即した必携書として、また租税法の入門書・復習書として幅広く活用可能。

実務に役立つ充実の巻末資料として、源泉徴収税額表、耐用年数表、土地評価の調整率表、印紙税額一覧表、登録免許税額表、各種保険料率表、年金保険料額表などを掲載。

A5判、520ページ。定価2530円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



## 躍進する井原グループ 総合建設業

**井原工業株式会社**  
代表取締役 井原 伸

**三星道路株式会社**  
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川  
4-2-18  
電話 (0896) 24-4435(代)

## ～なみを超えろ～



# 檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25  
TEL. 0898-41-9147(代)  
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10  
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

# 川通り餅

ひろしま銘菓

御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町一丁目一十三  
TEL. 082-261-4141(代)  
●直営店/e.k.i.e.広島店  
TEL. 082-261-0111

# 税務調査と

## 真実

8

■井東 圭

### ■先生と呼ばれた男(8)

社長の机の中身を2階に上げると、杉江は物読みをはじめた。

杉江は、社長が記帳していた出納簿を集計してみても驚いた。

自動販売機の売上が、5期合計で、1千万を超えたからだ。会社周辺の開発が進んだ直近の1年間は、2500万円にも及んでいた。

物読みを終えた杉江は、それまでずっと黙し、杉江の手元をじっと見ていた社長に向かい、口を開いた。

「御社の本業は運送業なので、自販機販売は、いわば副業。ですから、今回のことは雑収入と呼びますが――」

社長が深く頷くと、杉江は続けた。「私はまわりくどいのが好きではないので、はっきり申し上げますが、この一連の処理は、契約当初から雑収入を

除外しようとして決めてやっていたんじゃないのですか。つまり、不正を意図して、すべての処理をしていたのではないのですか。経理を知らない人ならいざ知らず、簿記の専門家の先生なら、間違えようがない。どうです？」

「……」

「だから、あらかじめはっきりさせたのです。不正を意図してやったの、うっかりミスでやったのでは、税務上の処分がまったく異なるからです。不正なら重加算税の対象、うっかりミスなら過少申告加算税の対象。つまり、前者はペナルティが重いのです」

「仕方ありません」

「社長さん、仕方ないとは、どういうことです。何か異論があれば、今ここではっきりと、私におっしゃってください。この場には、社長さんと私、2人だけしかいませんから」

社長は、メモを取っていた手を止めると、自分の手の甲をじっと見つめ、何かを深く逡巡し始めた。その様子から杉江には、不正の大河の淵に立ち、社長が、重要な決断を下そうとしているようにも見えた。

杉江の中で、別の自分の声がした。

「父さん、黙ってないで、思っていることを、そのまま告げてくれ。人がどう思い、捉えようが、そんなことは問題じゃない。いつもそう言っていたじゃないか！――と、その時だった。」

「異論はありません。一連の処理が不正だと調査官がおっしゃるのなら、そう、不正を私はしたのです。」

「じゃあ聞きませんが、不正で得た金は、どうしたんですか」

「次なる仕入れにまわし、残った分は、不定期ですが私がATMで引き出し、使っていました」

「具体的には、何にですか？」

「得意先や仕事をくれそうな会社の営業マンの接待に、使っていました」

「この、誰です。具体的に教えてくださいませんか」

「それはご容赦くださいな。なんせ相手に迷惑が掛かってしまっただけ、もともともない。そもそも仕事を得るためにご接待したのですから……」

「相手先を開示できないとなると、社長さんが社用で使ったのか、私的な遊興費として使ったのかが判然としな

い。後者であれば、社長さんへの賞与として認定することにもなりかねない。

その場合、会社の法人税・消費税に加えて、社長さん個人の所得、つまり認定賞与として、源泉所得税をも支払ってもらうことになりませんが」

「それは困りますな」杉江は目の前の社長が、そう言うことを期待した。

「仕方ありませんな、すべて、私がしかしたことです。香兵衛の私も楽しんだ。一切合財、私が責任を取りますわ」

杉江は心の中で何か違和感を覚えた。ほんの数分前まで、深く逡巡していた社長が、一度意を決したかと思うと、あとは何も拘泥しない、実にあっさりとした対応に変わったからだ。

ただ、だからといって、開き直っているのでもない。また、俗にいう、まな板の鯉といった体でもないのだ。あえて言えば、こうして処されることであるかのように見えさえもする。

これはいったい何なんだろう……？

杉江の目の前の社長が、ほんのわずか笑みを浮かべた気がした。

# 100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

## 公益信託認可基準「公益信託事務」

公益信託は、行政庁の認可を受けなければ効力を生じない。今回から認可を受けるための基準について「公益信託認可等ガイドライン(以下「GL」と略す)」を基に見ていく。公益信託認可基準は、公益信託に関する法律(以下「法」という)第8条に定められている。今回は、そのうち公益信託事務に関するものを見ていく。

○公益事務を行うことのみを目的とするものであること(法8一)

○委託者、受託者、信託管理人(これらの親族等を含む)や株式会社その他の営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこと(法8五、六)

○投機的な取引や高利融資等の公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や公序良俗を害するおそれのある事業を行わないこと(法8七)

## 応募要件の限定には合理的説明が必要

### 【公益事務該当性】

公益信託の事務が、公益事務に該当するか、すなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与し、法別表各号の目的に寄与するかを認定するには、公益事務の質(専門性や公正性、不利益発生排除)が確保され、受益の機会が公開されていることなどの要件を満たすことが求められる(GL第2章第1節第1)。

### 【受益の機会について】

応募要件・参加要件を、特定の属性を有する者や特定の集団に限定する場合には、条件を付す理由、当該条件によっても不特定多数の者の利益の増進に寄与することの説明が必要となる。受益の機会が限定されていても、その限定に合理性があり、最終的に利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があれば、問題ないとされる。例えば、患者数の少ない病気の研究への助成など。(GL第2章第1節第2-2(3))

助成先をあらかじめ指定して寄附を募り、当該寄附を財源として助成を行う手法が近年増加しているが、委託者があらかじめ助成先を指定して公益信託を設定することは、「受益者の定めのない信託」といえるか否か、必要な信託財産が確保されているか、存続期間を通じて公益信託事務を処理することが見込まれるか等の観点から慎重に審査される。即否定されるわけではないが、寄附が集まらなかった場合の対応や集まった寄附を助成以外の手数料等に使用する場合の算定が合理的か等の説明が必要になる。(GL第2章第1節第3-6(2))



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度における申告所得税等の調査等において、事業所得者等に対する調査等の件数になります。

答え =   万件

ナンプレの予想難易度: 12

3		2		5	
	6	8	3	2	
4		5	9	3	7
	2			A	3
6	5			4	2
7		B		5	
3	7		1	4	9
	1	9	6	3	
9		3		1	

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 6月7日(日)

前回の答え     万人

# いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号

TEL (0586) 75-6201

https://www.shinkin.co.jp/ichii/



夢中で未来を変えにいく。上坂会計グループ

## 税務の申告と相談は

# 税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州  
税理士 倉田 一寿  
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地  
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176  
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312  
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245  
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100  
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

### 東海地域日本産酒類促進連絡会議を開催

名古屋 輸出拡大の取組みなど議論

名古屋国税局は5月15日、同局会議室で東海地域日本産酒類輸出促進連絡会議を開催した。写真。



同会議は、日本産酒類の総合的な輸出環境整備に向け、地域に合った取組みを実施できるように、同局管内4県

本秀夫局長のあいさつがあり、第一部は、酒類業界における輸出促進の取組状況等を議題として管内4県の各酒造組合会長から輸出拡大に向けた取組みや課題等について説明があった。

「国税庁における酒類行政」酒税の歴史と酒類業をめぐる最近の取組等」と題し、国税庁がなぜ酒税業務を所管しているのかや、酒税が基幹税であった時代のほか、酒類の地理的表示(GI)制度、日本産酒類の輸出促進の取組、大阪・関西万博でのPRの模様などを、最近の取組を説明された。

二部では、各参加機関から輸出等に関する施策や、この1年間の輸出環境整備に向けた取組事例等について発表があった。

### 栗田酒税課長がお酒の特別講義

淡路納税協会など



兵庫・公益社団法人淡路納税協会(三津久直会長)、淡路納税貯蓄組合連合会(秦紳一郎会長)、淡路酒造組合(久田浩嗣組合長)および淡路小売酒販組合(阿部昌弘組合長)はこのほど、大阪国税局酒税課長の栗田哲夫氏を招き、「お酒の特別講義」を開催した。写真は、来賓の伊藤博洲本税務署長をはじめ約60人が参加した。

### 「納貯の日」街頭キャンペーン実施

成田署管内納連 期限内納付を呼び掛け



千葉・成田税務署管内納税貯蓄組合連合会(菊池辰夫会長)は5月11日、京成ユーカリが丘駅周辺で消費税・自動車税などの期限内納付を呼び掛ける「納貯の日」街頭キャンペーンを実施した。写真。

キャンペーンの冒頭、成田税務署の山本忠成署長、佐倉県事務所の香取宏志所長、佐倉市の西田三十五市長があいさつ。その後、同納連の役員や会員、税務署・県税・市役所の職員がノベルティグッズを通行人に配布した。

また、千葉県のマスコットキャラクターのチーバくんやイータクくんも応援に駆け付け、一緒に期限内納付とともにキャッシュレス納付をPRした。

ル・ワインと合う料理など、日々の会話で役立つ酒類の豆知識など幅広く話された。

参加者は非常に興味深く聴講し、酒類行政について理解を深めた。貴重な機会となった。人手不足に対する企業動向を公表

帝国DB 帝国データバンクはこのほど、人手不足がこのほど、人手不足に

対する企業の動向調査(2026年4月)を取りまとめ公表している企業の割合を業種別にみると、「情報サービス」が66・7%であった。一方、非正社員の不足を感じている企業の割合を業種別にみると、「ソフトウェア」が60・0%で最も高

### 6月12日大阪・6月17日名古屋開催セミナー

## 微妙な法令解釈力が必要とされる申告実務判断の分かれ目を検証する

講師は税理士・笹岡宏保氏

(相続税・贈与税編)

資産税ではちょっとした前提条件(基礎事実)が異なるだけで、結論が正反対になることも珍しくありません。例えば、次の事例はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

#### 【事例】建物取壊費用見積額の債務控除の可否

借地人に係る借地期間中における債務不履行(地代不払い)により、借地上の家屋の取り壊しを伴う立退きが判決により確定していた場合において、当該家屋の取り壊しに着手する前に相続開始があったときの合理的な取壊費用の見積額を債務計上できますか。

上記のような相続税・贈与税の申告実務における微妙な法令解釈力が必要とされる何例かの事例を確認します。

#### 大阪 【日時】

2026年6月12日(金) 10:00~17:00

※受付開始9:30、研修時間:6時間

#### 【会場】

国民会館 12階(大阪市中央区大手前2-1-2)

地下鉄「天満橋」駅/3番出口(大阪城方面出口)/徒歩約3分

京阪電車「天満橋」駅/東出口/徒歩約6分

#### 名古屋 【日時】

2026年6月17日(水) 10:00~17:00

※受付開始9:30、研修時間:6時間

#### 【会場】

IMYビル(名古屋市中区葵3-7-14)

地下鉄東山線「千種」駅/1番出口/徒歩約1分

地下鉄桜通線「車道」駅/3番出口/徒歩約1分

講師 税理士・笹岡宏保(ささおか・ひろやす)氏 昭和37年兵庫県神戸市出身。平成3年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 1名につき20,000円(税込・レジュメ代を含む)

※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格16,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



創業 明治三十年

## 豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

# 水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)



## 江戸時代の人形専門家 人形の久月

本店:東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL.03(3861)5511

支店:大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを 久月人形学院 本社ビル6階 生徒募集中 TEL.03(5687)5180